

県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT作業土工（床掘））の試行要領

（趣旨）

第1条 この要領は、県土整備部が発注する工事において、「ICT活用工事（ICT作業土工（床掘）」（以下、「ICT作業土工（床掘）」という。）を試行するために、必要な事項を定めたものである。

（ICT活用工事）

第2条 ICT作業土工（床掘）とは、以下に示す施工プロセス（①～⑥）においてICTを活用する工事とする。ICT作業土工（床掘）はICT土工の関連施工工種として実施することとする。

【施工プロセス】

① 3次元起工測量

起工測量において、下記1)～3)の方法により3次元測量データを取得するために測量を行うものとする。ただし、ICT土工の起工測量データ等を活用することができる。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）による起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーによる起工測量
- 3) その他の3次元計測技術による起工測量

② 3次元設計データ作成

発注図書や①で得られたデータを用いて、ICT建設機械による施工を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

②で得られた3次元設計データまたは施工用に作成した3次元データを用いて、下記1)～2)に示す技術（ICT建設機械）により施工を実施する。

- 1) 3次元マシンコントロール（バックホウ）技術
- 2) 3次元マシンガイダンス（バックホウ）技術

④ 3次元出来形管理資料等の作成

ICT作業土工（床掘）は対象外

⑤ 出来形確認及び検査

ICT作業土工（床掘）は対象外

⑥ 納品

②による3次元設計データを工事完成図書として納品する。

（対象とする工事）

第3条 ICT作業土工（床掘）は、ICT土工発注工事のうち、作業土工（床掘）を含む発注工事を対象とする。

- 2) ICT土工における関連施工種とするため、ICT作業土工（床掘）単独での発注及び単独での実施は行わない。

（ICT活用工事の実施手続）

第4条 ICT作業土工（床掘）の実施にあたっては、契約後、受注者からの希望があった場合に監督員と協議を行い、協議が整った場合に実施するものとする。

（試行対象工事の報告）

第5条 ICT作業土工（床掘）を実施する際は、監督員から技術企画課へ連絡することとする。

2 技術企画課は、概ね四半期毎に発注状況等の調査を行い、調査結果をとりまとめることとする。

(設計変更)

第6条 ICT土工の関連施工種とするため、「県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領【発注者指定型】」または「県土整備部発注工事におけるICT活用工事（ICT土工）の試行要領【受注者希望型】」による。

(監督・検査)

第7条 ICT作業土工（床掘）を実施した場合の対象工種の監督は、国土交通省が定めた「ICT作業土工（床掘）に関する基準」により行うものとする。

表1 ICT作業土工（床掘）に関する基準

施工	1	空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）
	2	地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）
	3	TS（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理要領（土工編）
	4	TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）
	5	RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）
	6	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）
	7	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。